

令和8年1月6日  
陸前高田市市民協働部まちづくり推進課

令和8年度陸前高田市まちづくり団体活動補助事業者募集要領

## 1 趣旨

陸前高田市まちづくり総合計画の基本政策「協働によるまちづくりを推進する」を実現し、住民相互の協働の促進及びまちづくり活動と地域活性化の推進を図るため、まちづくり団体が自主的、主体的に行うまちづくり事業に対し、陸前高田市まちづくり団体活動補助金（以下「補助金」という。）による補助事業を行う事業者を募集します。

なお、補助金は、「陸前高田市まちづくり団体活動補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の規定により実施します。

## 2 補助金の情報

### (1) 定義

#### ア まちづくり団体

まちづくり事業を行う、共通の目的をもった市民の参画により構成された団体で、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会・町内会等、地域の任意団体・グループ等の団体とします。

#### イ まちづくり事業

次の項目のいずれかに該当する事業とします。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする事業を除きます。

(ア) 市民の利益に広く寄与するもの

(イ) 地域の特性や資源を生かしたもの

(ウ) 陸前高田市協働のまちづくり指針による協働のまちづくりに資するもの

(エ) その他地域課題の解決又は地域の活性化に資するものとして市長が認めるもの

### (2) 応募可能な事業

次に掲げる要件をすべて満たすソフト事業が応募可能です。

ア 市内を主な活動拠点とするまちづくり団体が行うまちづくり事業であること

イ 協働のまちづくりの推進に寄与する事業であること

ウ 事業の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる事業でないこと

エ 陸前高田市以外から補助金等の交付を受けていないこと

### (3) 応募可能な団体等

次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体が応募可能です。

ア 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く。）を主たる目的としていないこと

イ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと

ウ 補助事業を的確に遂行する意欲や能力を有していること

エ 繼続的に活動を行う団体であること

オ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと

(4) 募集事業数

予算の範囲内で、審査の結果上位となった事業から順に採択します。

また、応募事業が市の定める基準に達しない場合には、採択を見送る場合があり、事業が採択された場合でも、補助金額を調整する場合があります。

(5) 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和9年3月31日まで

(6) 補助金額

補助対象経費の5分の4以内の額とし、法人格を有する団体にあっては、50万円を、その他任意の団体においては、30万円を上限とします。

ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

なお、1団体が同一年度に複数の事業を申請することはできません。継続事業による補助は、3年を限度とし、補助金の額は、1年目が補助対象経費の5分の4以内の額、2年目が補助対象経費の4分の3以内の額、3年目が補助対象経費の3分の2以内の額となります。

(7) 補助対象外経費

ア 交際費、慶弔費、飲食費等の補助事業に直接関係しない団体運営に係る経費

イ 講師謝金、協力者謝金等を除く人件費

ウ その他社会通念上、公金を交付することが適当でない経費

### 3 応募方法

(1) 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）午後5時まで

(2) 応募方法

まちづくり推進課へ書類一式を郵送、データ送付等により提出してください。

なお、応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。

(3) 応募書類

ア 令和8年度陸前高田市まちづくり団体活動補助金応募申込書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 事業企画書（任意様式）

事業の目的・概要、事業の効果・特徴、参加見込人数、事業内容等（過去に取り組み実績のある場合はその際の写真等）について詳細に記載ください。また、事業計画書との整合性に留意し作成してください。

オ 審査基準に対する説明書（参考様式）

審査基準に対して、申請する事業が果たす役割や合致する内容となっていることを明瞭に説明できるよう記載してください。

カ その他審査に必要な資料

事業概要説明資料を補足する資料として、以下の書類等を必要に応じて提出してください。

- (ア) 団体の活動概要等が分かる資料（定款、現在事項全部証明書、規約など）
- (イ) 団体の財政状況が分かる資料（直近の事業報告書若しくは収支決算書など）
- (ウ) 団体の活動実績が分かる資料（申請する事業の過去の実績若しくは関連事業の実績が分かる資料など）

#### 4 事業の選定

(1) 審査・選定方法

提出された書類を基に審査を行い、補助事業を選定します。

なお、必要に応じ事業内容等についてのヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

審査基準については、下表のとおりとします。

評価項目		点数
ア	住民相互が主体的に参画し、自主的、主体的に行うまちづくり事業であるか	10
イ	コミュニティ形成と一体となった協働のまちづくりに資する事業であるか	10
ウ	継続的に地域住民が参加できる事業であるか	10
エ	地域の特性や資源を生かした事業であるか	10
オ	事業の実施体制及び取組スケジュールは適切であるか	10
カ	経費の積算が適正であるか	10
キ	継続性、事業の波及効果及び費用対効果の観点から妥当な事業であるか	10
ク	協働のまちづくりの推進に寄与する事業であるか	30
合 計		100

(3) 採択内示・交付決定

採択された事業について、交付決定までの手続の流れは、おおむね以下のとおりです。

なお、令和8年度における当該予算が成立しない場合は、補助の実施を見送ることとなりますのでご了承ください。

ア 審査終了後に採択内示を行います。

イ 内示後、要綱に定める交付申請書等を市に提出願います。

ウ 令和8年4月以降、順次交付決定通知書を送付いたします。

#### 5 市等による情報公開

- (1) 審査結果は、事業の公正性及び透明性を高めるため、陸前高田市のホームページで公開します。
- (2) 提出いただいた資料について、情報開示の請求があった場合等は個人情報を除い

て、原則、情報公開の対象とします。

- (3) 採択された事業については、各団体のホームページや広報紙等で事業の案内、事業内容、事業成果等を掲載するなど、広く情報発信のご協力をお願いします。

## 6 その他

- (1) 応募及び事業の実施に当たっては、本要領のほか、要綱及び各種関係法令を順守してください。違反した場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元調達あるいは地元雇用にご配慮ください。
- (3) 本事業の応募にあたっての、市関係機関への相談に際しては、締切り間近ではなく、余裕をもって協議できるよう留意してください。
- (4) 事業内容に関する市部局と連携して事業を実施してください。

## 7 応募先及び問合せ先

陸前高田市市民協働部まちづくり推進課コミュニケーション係

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地 陸前高田市役所庁舎1階

電子メール : comm@city.rikuzentakata.iwate.jp

電話 : 0192-54-2111 内線 : 125

様式第1号

令和8年度陸前高田市まちづくり団体活動補助金応募申込書

令和 年 月 日

陸前高田市長 佐々木 拓 様

申請者

住 所

名 称

代表者職氏名

陸前高田市まちづくり団体活動補助金交付要綱及び令和8年度陸前高田市まちづくり団体活動補助金事業者募集要領を確認の上、下記の書類を提出します。

なお、提出書類等のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

提出書類

令和8年度陸前高田市まちづくり団体活動補助金応募申込書

事業計画書（様式第2号）

収支予算書（様式第3号）

事業企画書（任意様式）

審査基準に対する説明書（参考様式）

その他審査に必要な資料

団体の活動概要等が分かる資料

団体の財政状況が分かる資料

団体の活動実績が分かる資料

上記以外の資料等

(応募担当者)

所 属

担当者職氏名

電 話 番 号

メ ール 連 絡 先

様式第2号

事業計画（実績）書

1 事業の目的及び効果

2 事業概要

事業名		
事業区分	新規	継続（年目）
事業主体		
事業期間	着手	交付決定の日から着手
	完了（予定）	年月日
履行場所		
事業内容		

※1 事業概要、事業の目的及び効果は、詳細に記載すること

※2 必要に応じて、事業概要が分かる資料を添付すること

様式第3号

収支予算（精算）書

1 事業名

2 実施主体

3 収入

区分	予算額	精算額	備考
補助金			
自己資金			
その他			
計			

4 支出

区分	予算額	精算額	備考
計			

参考様式

評価基準に対する説明書

評価基準項目	評価基準に対する事業内容の説明	備考
住民相互が主体的に参画し、自主的、主体的に行うまちづくり事業であるか。		
コミュニティ形成と一体となった協働のまちづくりに資する事業であるか。		
継続的に地域住民が参加できる事業であるか。		
地域の特性や資源を生かした事業であるか。		
事業の実施体制及び取組スケジュールは適切か。		
経費の積算が適正であるか。		
継続性、事業の波及効果及び費用対効果の観点から妥当な事業であるか。		
協働のまちづくりの推進に寄与する事業であるか。		